（別冊）

事 業 報 告 書

令和７年度
（第１期事業年度）

自：令和 ７ 年 ４ 月 １ 日
至：令和 ８ 年 ３ 月３１日

国立健康危機管理研究機構

＜ 目　次 ＞

1	法人の長によるメッセージ	P. 1
2	法人の目的、業務内容	P. 2
	（1）法人の目的	〃
	（2）業務内容	〃
3	政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	P. 3
4	中長期目標	P. 4
	（1）概要	〃
	（2）一定の事業等のまとまりごとの目標	〃
5	法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	P. 5
	（1）理念と基本方針	〃
	（2）運営基盤の確立	〃
6	中長期計画及び年度計画	P. 6
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	P. 12
	（1）ガバナンスの状況	〃
	（2）役員等の状況	P. 13
	（3）職員の状況	P. 14
	（4）重要な施設等の整備等の状況	〃
	（5）純資産の状況	P. 15
	（6）財源の状況	〃
	（7）社会及び環境への配慮等の状況	〃
	（8）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	〃
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	P. 16
	（1）リスク管理の状況	〃
	（2）業務運営上の課題・リスク及びその対応策	〃
9	業務の適正な評価の前提情報	P. 17
10	業務の成果と使用した資源との対比	P. 18
	（1）当事業年度の主な業務成果・業務実績	〃
	（2）自己評価	P. 19
	（3）当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	P. 20
11	予算と決算との対比	P. 21
12	財務諸表	〃
13	財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	P. 23
14	内部統制の運用に関する情報	P. 24
15	法人の基本情報	P. 25
	（1）沿革	〃
	（2）設立に係る根拠法	〃
	（3）主務大臣	〃
	（4）組織図	〃
	（5）事務所の所在地	P. 26
	（6）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	〃
	（7）主要な財務データの経年比較	〃
	（8）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	P. 27
16	参考情報	P. 28

１．法人の長によるメッセージ

2025 年 4 月 1 日、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security：JIHS ジース）が、NIID 国立感染症研究所と NCGM 国立国際医療研究センター、二つの組織の統合によって設立されました。

2019 年末に中国武漢で始まったとされる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対するわが国の対応は、医療機関及び保健・公衆衛生機関によって献身的な努力がなされ、政府・自治体の対策に対する多くの国民の皆さまの協力の結果、わが国の COVID-19 の人口あたりの新規感染者数、死亡者数は諸外国と比べて低く抑えられました。一方で、COVID-19 は医療現場・公衆衛生・社会全体に前例のない負荷を与え、医療提供体制と臨床研究の重要性、疫学調査を含む公衆衛生対応、検査体制、ワクチン・治療薬開発及びリスクコミュニケーション等、多くの課題と教訓が明らかになったところです。それらの教訓を踏まえ、わが国の感染症危機管理体制の強化が叫ばれ、新たな感染症専門組織の創設が政府から表明されました。

JIHS は、国立感染症研究所と国立国際医療研究所の二つの研究所、国立国際医療センターと国立国府台医療センターの二つの総合病院、看護人材の育成を担う国立看護大学校、さらに臨床研究センターと国際医療協力局の７つの事業部門と、それら事業部門を支える統括部門という体制でスタートしました。

JIHS のミッションは「感染症その他の疾患に関する調査・研究の実施や医療の提供を通じて安心できる社会の実現に貢献する」ことであり、また、そのビジョンは「世界トップレベルの感染症対策を牽引する『感染症総合サイエンスセンター』として、基礎、臨床、疫学、公衆衛生にわたるすべての領域研究を統合的に推進し、わが国の感染症対策の基幹施設として最先端の医療と公衆衛生対策を提供する」こととされております。

私からは、これらの目的を達成するため、機構の発揮すべき４つの機能を紹介します。一つ目は、「情報収集・分析・リスク評価機能（Disease Intelligence）」です。サーベイランスや情報収集・分析の実施、国内外の関係機関との協働・連携により、感染症インテリジェンスにおけるハブとしての役割を担い科学的知見を政府に迅速に提供するとともに国民に分かりやすい情報提供を行うことです。二つ目は、「研究・開発機能（Research, Development and Innovation）」です。平時よりトップレベルの研究体制を確保し、基礎研究、シーズ開発から臨床試験まで戦略的に進められる組織を目指します。感染症危機の際には、国内外の機関などと連携し、臨床試験を含め研究開発のネットワークハブとして迅速に対応します。三つ目は、「臨床機能（Comprehensive Medical Care）」です。感染症危機に JIHS の持つ機能を十分に発揮するためには、高度な臨床能力が不可欠なため、国際医療研究センターが担ってきた総合病院機能を引き続き備え、さらに高めていくことで人々の健康を守ります。最後の四つ目は、「人材育成・国際協力機能（Human Resource Development, International Cooperation）」です。産学連携や国際的な人事交流を通して、医療従事者・研究者・公衆衛生実務者など多様な専門家の育成・確保に努めるとともに、グローバルヘルスに貢献する国際協力を進めていきます。

JIHS 設立後の初年度は、感染症パンデミックがいつ起きても対応できるよう、まず体制を整えることを最優先に対処してきました。今後は JIHS の組織としての一体性も重要です。統合した国立感染症研究所と国立国際医療研究センターはいずれも、それぞれ独自の組織文化を持っていました。しかし、感染症有事に対応できる柔軟かつ強靭な体制を構築するには、あわせて 4,000

人近い職員がお互いを知り、有機的に連携する必要があります。つまり「１＋１」を２より大きくする「シナジー効果」を生まなければなりません。タウンホールミーティング、合同の勉強会や若手の育成などを通して、職員に相互理解と意識改革の努力を呼び掛けて行きます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の経験は、平時の備えの重要性を私たちに改めて突き付けました。感染症有事の備えとして、万全を期し、国民の皆様が安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、JIHS では、日常的な情報の収集・分析、リスク評価、そしてエビデンスに基づく政策支援を行うとともに、有時には迅速な医療提供と軌道的な対応を実現する体制を構築していきます。国立感染症研究所が蓄積してきた高い専門性と、国立国際医療研究センターの高度医療及び国際協力の実績を統合することで、科学と実践の両輪による実動性ある危機対応を目指していく、国内外の関係機関との連携・協働による研究、医療、行政、教育、国際分野における多様な知と力を結集し、健康危機管理体制の強化に組織を挙げて取組んでいく所存です。

２．法人の目的、業務内容

（１）法人の目的

国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）は、感染症並びにそれ以外の疾患でその適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」という。)並びに予防及び医療に係る国際協力に関し、調査、研究、分析及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する高度かつ専門的な医療の提供、人材の養成等を行うとともに、感染症その他の疾患に係る病原体等の検査等及び医薬品等の試験等を行うことにより、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。（国立健康危機管理研究機構法　第１条）

（２）業務内容

当機構は、国立健康危機管理研究機構法第１条の目的を達成するため以下の業務を行います。

一　感染症その他の疾患に係る予防及び医療に関し、研究開発を行うこと。

二　前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。

三　予防及び医療に係る国際協力に関し、研究開発を行うこと。

四　感染症その他の疾患に係る予防及び医療並びにこれらに係る国際協力に関し、人材の養成及び資質の向上を図ること。

五　感染症その他の疾患に係る病原及び病因の検索並びに予防及び医療に係る科学的知見に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うこと。

六　感染症その他の疾患に係る病原体及び毒素の収集、検査及び保管並びにこれらの実施に必要な技術並びに試薬、試料及び機械器具の開発及び普及を行うこと。

七　地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十六条第二項に規定する地方衛生研究所等の職員に対する前二号に掲げる業務に係る研修、技術的支援その他の必要な支援を行うこと。

八　感染症その他の疾患の予防及び医療に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、試験及び試験的製造並びにこれらの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)

第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)の生物学的検査及び試験に必要な標準品の製造を行うこと。

九　使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。

十　食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。

十一　前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。

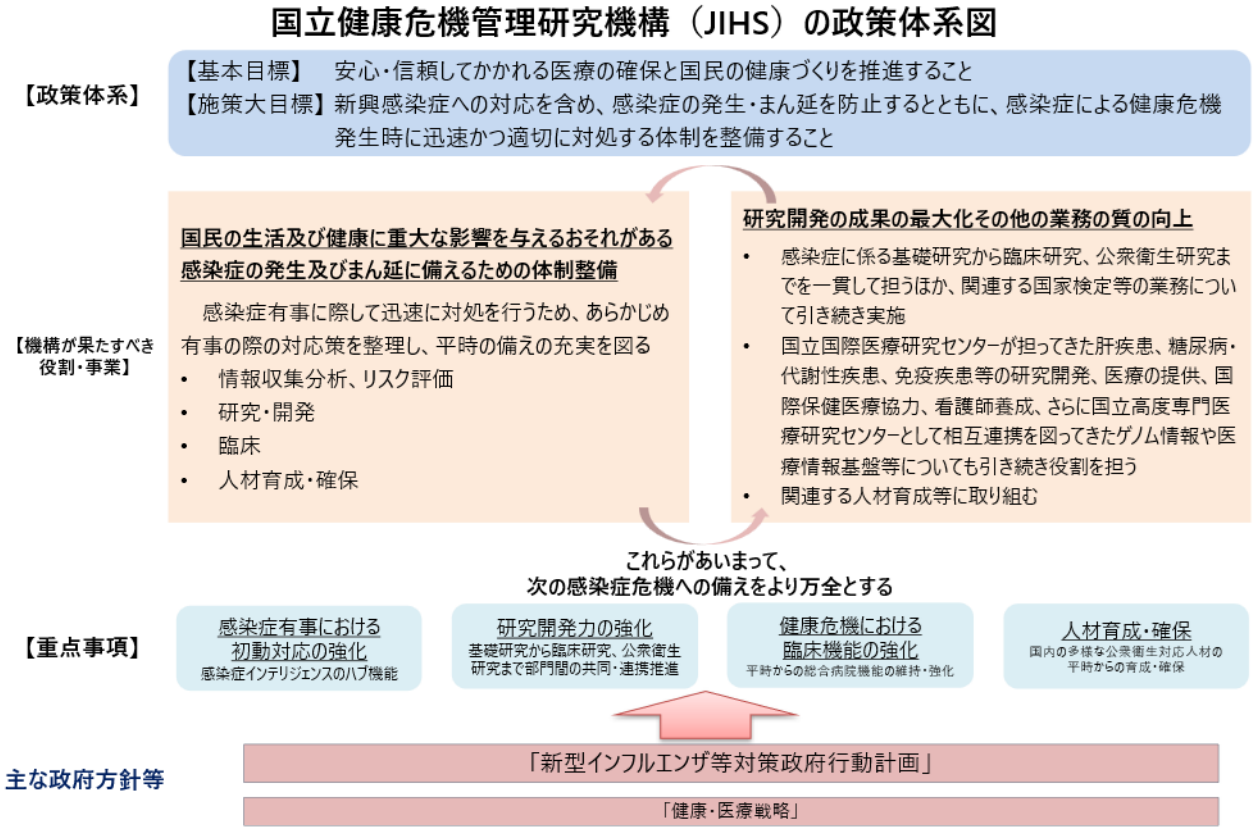
十二　機構及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律(平成二十年法律第九十三号。以下「高度専門医療国立研究開発法人法」という。)第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。

十三　機構の研究開発の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

十四　感染症法第六十五条の四に規定する事務及び感染症法第六十五条の五に規定する権限に係る事務を行うこと。

十五　前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3．政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）



４．中期目標

（１）概要（中期目標期間：令和７年４月～令和１３年３月）

- 感染症有事においては、機構から政府に対する迅速な科学的知見の提供が様々な対策の基盤となるため臨床像・疫学的知見・病原体の性状等を把握し、平時から感染症サーベイランスシステムを活用した国内における感染症の発生動向把握を進めるなどの取組を進め、国内外の情報収集・分析、リスク評価を行い、政府に情報提供を行う。
- 次に、検査・診断法、治療薬・治療法及びワクチン等予防法を速やかに実用化できるよう、平時から基盤的研究によるシーズ開発から非臨床試験、臨床試験等までを一気通貫で進める体制構築に向けＡＲＯ機能を整備し、医師主導治験、多施設共同臨床研究、特定臨床研究、企業治験に取り組むとともに、国際共同治験に参画するなど、臨床研究等のネットワークのハブの役割を果たすことや感染症臨床研究ネットワークを運営し、収集・保管した臨床情報や生体試料等を研究機関（基礎研究を行う大学等を含む）・民間企業に分与・提供すること等により、国内における研究開発の支援を行う。
- 加えて、医療提供体制全体として臨床が必要となるため、平時から機構における総合病院機能を維持・強化することが不可欠である。そのため、レベルの高い総合病院機能を維持した上で、感染症以外も含めた健康危機における対応強化のため、救急医療や集中治療を充実させるとともに、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の事務局を運営する。また、有事における人材派遣の調整が円滑にできるよう準備し、サージキャパシティを確保する。
- 感染症有事に対応するに当たっては、情報収集・分析、リスク評価、研究・開発、臨床の機能強化に向けた人材を確保・育成するため、専門性の高い人材の育成を進めるとともに、幅広い人材を対象として裾野を広げること、また、地域において感染症危機対応のリーダーシップをとることができる人材を確保する。
- 詳細につきましては、第１期中期目標をご覧下さい。

（２）一定の事業等のまとまりごとの目標

機構は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名及び区分ごとの目標は以下のとおりです。

一定の事業等のまとまり（セグメント区分）	
研究事業	感染症その他の医療に関する国際的研究・開発を推進する。
臨床研究事業	治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を積極的に取り組む。
診療事業	感染症その他の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療を提供する。
教育研修事業	感染症その他の医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行う。
情報発信事業	研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する。
国際協力事業	海外へ技術者を派遣し医療に係る国際協力に関する調査及び研究並びに技術者の研修を行う。
国立看護大学校事業	国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う。
国家検定事業	感染症の予防に使用されるワクチンや生物学的製剤の品質と安全性を確保するために実施される検査及び試験に必要な標準品の製造を行うこと

５．法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

（１）理念と基本方針

MISSION

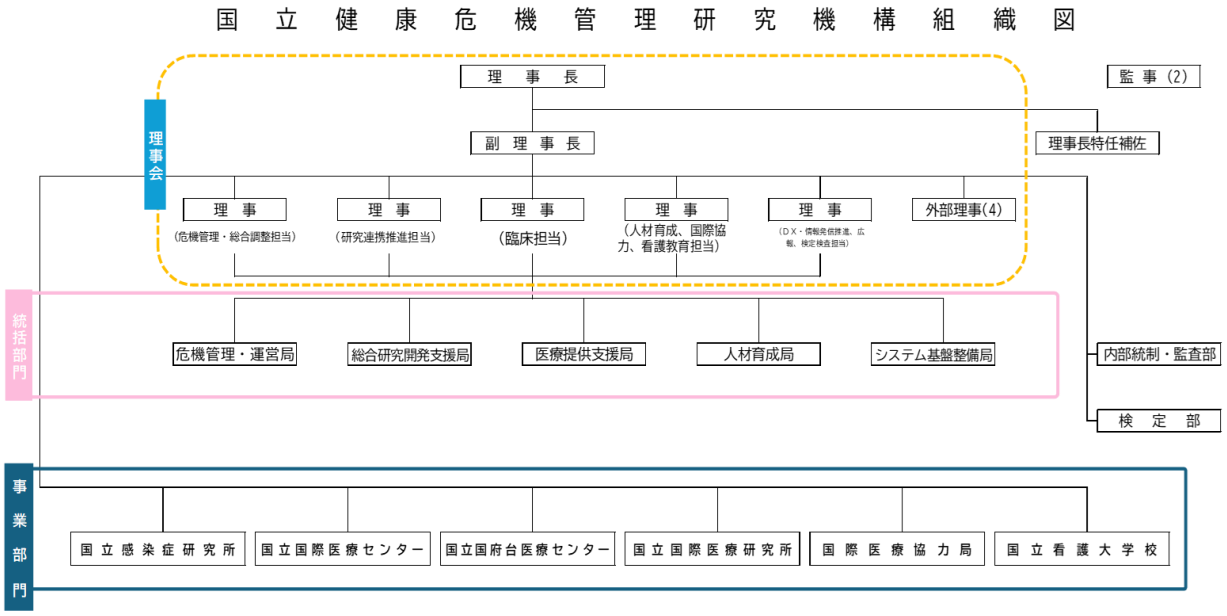
感染症その他の疾患に関する調査・研究の実施や医療の提供を通じて安心できる社会の実現に貢献する

VISION

世界トップレベルの感染症対策を牽引する「感染症総合サイエンスセンター」として、基礎、臨床、疫学、公衆衛生にわたるすべての領域研究を統合的に推進し、最先端の医療と公衆衛生対策を提供する

（２）運営基盤の確立

感染症対応を中心に据えた組織として抜本的に再編し、ガバナンスが強化された組織体系にするため、有事の指揮官・副指揮官である理事長・副理事長の下で指揮統制を担う統括部門が創設されました。統括部門は危機管理・運営局、総合研究開発支援局、医療提供支援局、人材育成局、システム基盤整備局として運営され組織を跨いで連携を行うことで有事のフェーズごとに柔軟にチーム編成を変更できる組織体制として運営されており下記図の通りです。



6．中期計画及び年度計画

中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は次のとおりです。
なお、詳細につきましては、第１期中期計画及び年度計画をご覧下さい。

第１期中期計画と主な指標等	令和７年度計画と主な指標等
第１．国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項	
１．情報収集・分析、リスク評価	
重要度【高】	
（政府への迅速な科学的知見の提供） ○ 感染症の発生動向把握及び感染症関連情報、予防接種等のデータベース、感染症臨床研究ネットワークにおけるデータベースの運用 ○ 有事に政府が求める内容・量の科学的知見を速やかに提供するためのデータ解析、第三者提供等 ○ 国際機関、諸外国・地域の研究機関等、医療機関、大学等、地方衛生研究所等との連携体制の構築、情報収集 ○ 論文レビュー ○ 有事のリスク評価のための収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究 ○ 有事において、臨床・疫学・病原体に関する知見を収集するための調査の実施、検査方法・診療指針の作成などを通じた各地域の検査体制・医療提供体制の構築支援、訓練の実施 ○ 国民へのわかりやすい情報提供	（政府への迅速な科学的知見の提供） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左
２．研究・開発	
重要度【高】、困難度【高】	
（治療薬・ワクチン等の速やかな実用化） ○ ＡＲＯ機能の整備、治験、臨床研究等 ○ 感染症臨床研究ネットワークの運営、収集・保管した臨床情報や生体試料等の研究機関・民間企業への分与・提供 ○ 世界保健機関が指定するインフルエンザのワクチン推奨株の確保 ○ 早期臨床試験の実施数を増やすための院内Phase1ユニットの整備及び人員の確保 ○ ＢＳＬ－４施設の検査機能及び治療体制の確立、人材育成 ○ 有事における研究・開発の推進に関する具体的作業フローの策定	（治療薬・ワクチン等の速やかな実用化） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左
３．臨床（総合病院機能の維持・強化）	
重要度【高】	
（総合病院機能を維持・強化） ○ 感染症有事への備えとして、平時からレベルの高い総合病院機能を維持・強化 ○ 感染症以外も含めた健康危機における対応強化のため、救急医療や集中治療の充実、ＤＭＡＴ事務局の運営 ○ 有事の際にサージキャパシティの確保が可能となるよう、平時から全ての診療科・部門において適切な感染管理下で治療を行うことができる専門性の確保 ○ 国内外の医療機関や都道府県等との連携の下、有事における人材派遣の調整	（総合病院機能を維持・強化） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左
４．人材育成・確保	
重要度【高】	
（人材育成・確保） ○ 「１．情報収集・分析、リスク評価」「２．研究・開発」「３．臨床」に掲げる機能を担う人材の育成・確保 ○ 感染症有事に対応できるデータ解析等の人材育成 ○ 国内外の大学・研究機関、国・地方公共団体や民間等も含めた組織的な人事交流や、卓越した能力を有する国内外の研究者の招聘等による基礎研究から臨床研究、公衆衛生研究まで切れ目のない専門性の向上 ○ 実地疫学専門家養成コース（ＦＥＴＰ）、感染症危機管理専門家（ＩＤＥＳ）養成プログラム、地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み（ＩＨＥＡＴ）等の研修 ○ サージキャパシティ名簿の作成	（人材育成・確保） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左
（指標） ○ 感染症有事に対応できるデータ解析等の人材育成研修（６回以上） ○ 実地疫学専門家養成コース（ＦＥＴＰ）での人材育成（60人以上） ○ 感染症危機管理研修会（年３回） ○ サーベイランス・オフィサープログラム（６回以上）	（指標） ○ 感染症有事に対応できるデータ解析等の人材育成研修 ○ 実地疫学専門家養成コース（ＦＥＴＰ）での人材育成（年間10人以上） ○ 感染症危機管理研修会（年３回） ○ サーベイランス・オフィサープログラムの運営開始

第２．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	
１．研究開発の成果の最大化	
（１）＜感染症を中心とした基礎研究の推進＞［病原体・基盤研究事業］	
（研究開発環境の整備・充実） ○ 感染症の実態把握・検査診断、治療薬・ワクチン等の研究開発、ワクチン・血液製剤等の品質管理等を高水準で遂行するための基盤となる能力の維持及び向上 ○ 感染症研究に係る基盤構築としての生物資源、生体試料等の確保・保管状況 ○ 病源体マニュアルの整備状況 ○ 知的財産の管理状況 （成果・取組の科学的意義） ○ 病原体等の伝播(ぱ)機序、増殖機序、病態解明等の研究成果 （成果・取組における国の方針や社会ニーズとの適合性） ○ 感染症対策の向上や増進への寄与 ○ 国内外の大学、民間事業者、研究開発機関等との連携状況 ○ 倫理的・法的・社会的課題（ＥＬＳＩ）への取組状況 （国内外の大学、民間事業者、研究開発機関等との連携・協力の取組） ○ 大学・研究機関及び企業等で実施困難な病原体に関する研究基盤強化 ○ 国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携状況 ○ 地方衛生研究所等との連携状況 （部門間での連携研究の促進） ○ 部門間での連携研究の促進状況	（研究開発環境の整備・充実） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 （成果・取組の科学的意義） ○ 同左 （成果・取組における国の方針や社会ニーズとの適合性） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 （国内外の大学、民間事業者、研究開発機関等との連携・協力の取組） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 （部門間での連携研究の促進） ○ 同左
（指標） ○ 原著論文数（2,400件以上）	（指標） ○ 原著論文数（350件以上）
（２）＜実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備＞［臨床研究事業］	
（研究開発環境の整備・充実） ○ 治験、臨床研究への取組状況 ○ 研究倫理体制の整備等の状況 ○ 研究者・専門家（知的財産専門人材を含む）の人材育成・支援 ○ 感染症臨床研究ネットワークで収集・保管した臨床情報や生体試料等を外部研究機関等へ分与・提供することによる国内の研究開発の支援状況 （成果・取組の科学的意義） ○ 独創性等を備えた治験、臨床研究への取組状況 ○ 感染症臨床研究ネットワークの運営状況 ○ 各種レジストリデータの薬事承認への活用の促進状況 ○ 生活習慣病の予防医学研究、啓発活動の推進状況 ○ ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究の推進状況 ○ 臨床研究及び治験のための共通的な基盤の共用状況 （研究開発等の成果を社会実装につなげる取組） ○ 治験、臨床研究への取組状況 ○ 各種レジストリデータの薬事承認への活用の促進状況 ○ 生活習慣病の予防医学研究、啓発活動の推進状況 ○ ゲノム情報等を活用した個別化医療の確立に向けた研究の推進状況 ○ 知的財産の管理状況 （部門間での連携研究の促進） ○ 部門間での連携研究の促進状況	（研究開発環境の整備・充実） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 （成果・取組の科学的意義） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 （研究開発等の成果を社会実装につなげる取組） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 （部門間での連携研究の促進） ○ 同左
（指標） ○ 国際共同治験への参加数（90件以上） ○ 国際臨床研究実施件数（10件以上） ○ 国際臨床研究のうち薬事承認又はＷＨＯ制度（ＰＱ、ＥＵＬ等）の認証目的案件（3件以上） ○ First in Human試験実施件数（1件） ○ 医師主導治験実施件数（14件） ○ 臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数（2,700件以上） ○ 治験（製造販売後臨床試験を含む。）実施件数（180件以 ○ 外部機関等との共同研究実施件数（毎年20件以上）	（指標） ○ 国際共同治験への参加数（15件以上） ○ 国際臨床研究実施件数（3件以上） ○ 国際臨床研究のうち薬事承認又はＷＨＯ制度（ＰＱ、ＥＵＬ等）の認証目的案件（1件以上） ○ First in Human研究実施の準備開始 ○ 医師主導治験実施件数（3件） ○ 臨床研究（倫理委員会にて承認された研究をいう。）実施件数（450件以上） ○ 治験（製造販売後臨床試験を含む。）実施件数（23件以上） ○ 同左

（３）＜国内外の医療の推進のための研究開発の推進＞［国際医療研究事業］	
（成果・取組の科学的意義） ○ 国内外の保健医療機関等との共同研究の実施状況 （社会的価値の創出への貢献度） ○ 外部研究資金獲得方針・状況 ○ 公衆衛生の向上や増進への寄与 ○ 国の政策への貢献 （研究・開発の成果や取組の科学技術的意義の情報発信） ○ アウトリーチ戦略の取組状況 ○ 社会一般に向けた情報発信の取組状況 （国内外の研究機関等との連携により効果的な研究開発が期待される領域への取組み） ○ 海外の研究機関との研究協力状況 ○ 国立高度専門医療研究センター（ＮＣ）との疾患横断的研究に係る基盤整備、人材育成等の取組状況 ○ 情報発信の取組状況 （部門間での連携研究の促進） ○ 部門間での連携研究の促進状況	（成果・取組の科学的意義） ○ 同左 （社会的価値の創出への貢献度） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 （研究・開発の成果や取組の科学技術的意義の情報発信） ○ 同左 ○ 同左 （国内外の研究機関等との連携により効果的な研究開発が期待される領域への取組み） ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 （部門間での連携研究の促進） ○ 同左
（指標） ○ 医療推進に大きく貢献する国際医療研究事業における研究成果数（26件以上） ○ 原著論文数（2,100件以上）	（指標） ○ 医療推進に大きく貢献する国際医療研究事業における研究成果数（5件程度） ○ 原著論文数（350件以上）
（４）＜公衆衛生研究の推進及び基盤構築＞［公衆衛生研究事業］	
（成果・取組の科学的意義） ○ 大学・研究機関、国際機関、民間企業等国内外の研究者との研究協力及び国際的に評価の高い共同研究への取組状況 ○ 有事の活動に必要な事項についての研究成果の創出状況 （調査・分析に基づいた科学技術政策等への提言、研究開発プロジェクトの制度設計・提案などの貢献） ○ 政策提言や対策の現場で活用可能な公衆衛生学、疫学、経済学に係る研究成果の創出状況 ○ 有事の活動に必要な事項についての研究成果の創出状況 （研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値の情報発信） ○ アウトリーチ戦略の取組状況 ○ リスクコミュニケーションや情報発信に関する研究の取組状況 （部門間での連携研究の促進） ○ 部門間での連携研究の促進状況	（成果・取組の科学的意義） ○ 同左 ○ 同左 （調査・分析に基づいた科学技術政策等への提言、研究開発プロジェクトの制度設計・提案などの貢献） ○ 同左 ○ 同左 （研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値の情報発信） ○ 同左 ○ 同左 （部門間での連携研究の促進） ○ 同左
（指標） ○ 感染症対策の展開に活用できる公衆衛生研究事業における研究成果数（20件以上） ○ 肝炎・ＨＩＶ・ＡＭＲ・急性呼吸器疾患等に関する各分野の画期的な研究成果数（4件）	（指標） ○ 感染症対策の展開に活用できる公衆衛生研究事業における研究成果数（3件以上） ○ 肝炎・ＨＩＶ・ＡＭＲ・急性呼吸器疾患等に関する各分野の画期的な研究成果数（1件）
２．サーベイランス業務等［サーベイランス等事業］	
（サーベイランス機能等の充実） ○ サーベイランス業務、レファレンス業務、地方衛生研究所等に対する支援等、検査等業務、感染症法に基づき委任を受ける事務、牛海綿状脳症の確定診断について、それぞれ機能を充実させ、着実に実施	（サーベイランス機能等の充実） ○ 同左
（指標） ○ サーベイランスシステム評価（複数）	（指標） ○ サーベイランスシステム評価（5報程度）
３．医療の提供［診療事業］	
（１）機構で実施すべき総合病院機能等	
○ 各センターにおける機能の強化 ○ ＡＣＣにおけるＨＩＶ感染症の高度な診療 ○ 国際的に開かれた病院機能の充実 ○ 肝炎予防、肝炎医療の均てん化及び研究の促進等 ○ ＤＭＡＴ事務局の活動実績（研修の実施を含む） ○ 臨床評価指標の策定による医療の質の評価の実施	○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左 ○ 同左
（指標） ○ 国立国際医療センターにおける救急搬送患者応需率：90％以上 ○ 国立国際医療センターにおける多臓器不全を伴った敗血症性ショックにおける28日生存割合：80％以上 ○ 国府台医療センターの精神科救急入院料病棟及び精神科急性期治療病棟における重症身体合併症率：15％以上	（指標） ○ 救急車搬送件数年間１万件以上（うち三次救急2,000件以上） ○ 国立国際医療センターにおける多臓器不全を伴った敗血症性ショックにおける28日生存割合：80％以上 ○ 国府台医療センターの精神科救急入院料病棟及び精神科急性期治療病棟における重症身体合併症率：15％以上

（２）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供	
○ 医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、質が高く安全な医療を提供	○ 同左
○ ＡＩやＩＣＴの活用や研究機関及び医療機関間のデータシェアリングを通じた個別化医療の確立等診療の質の向上への取組	○ 同左
○ 医療機関との間における医療安全相互チェックや、医療事故防止、感染管理及び医療機器等の安全管理等の医療安全管理体制の充実	○ 同左
（指標） ○ セカンドオピニオン実施件数：230件/年	（指標） ○ 同左
○ 医療安全管理委員会、院内感染管理委員会やリスクマネジメント部会、ICTミーティング：月1回以上	○ 同左
○ 医療安全監査委員会：年2回	○ 同左
○ 医師からのインシデントレポート報告件数：常時全報告件数の10%～12%	○ 他職種チームで医療安全に関わるラウンドを定期定期に行えるよう体制を構築（年４回以上）
○ 医療安全研修会・院内感染対策研修会（e-ラーニング含む）：年2回	○ 同左
○ 医療安全に関するマニュアルの改定回数：年1回	○ 同左
○ 入院患者数：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
○ 外来患者数：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
○ 初診患者数（入院）：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
○ 初診患者数（外来）：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
○ 病床利用率 ：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
○ 平均在院日数：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
○ 手術件数：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
○ 紹介率：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
○ 逆紹介率：年度計画において数値目標を定める	○ 同左
４．その他	
（１）人材育成［教育研修事業］	
○ 機構外の機関とも連携し、リーダーとして活躍できる人材の育成	○ 同左
○ モデルとなる研修及び講習の実施・普及	○ 同左
（指標） ○ 機構外の医療従事者向け各種研修会等：75回以上/年	（指標） ○ 同左
○ 児童精神科医療スタッフを育成するための研修会等：3回以上/年	○ 同左
（２）グローバルヘルスに貢献する国際連携・協力［国際協力事業］	
○ 誰一人取り残さないユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達	○ 同左
○ 健康格差縮小のための技術協力活動を総合的に展開	○ 同左
○ 政府、国際機関、新興国・途上国等に対して政策提言	○ 同左
○ 感染症対策を支援	○ 同左
（指標） ○ ODA実施者、研究者、コンサルタント等の派遣を新たに6件以上開始	（指標） ○ ODA実施者、研究者、コンサルタント等の派遣を新たに1件以上開始
○ 海外の人材受け入れ人数：延べ900人以上	○ 海外の人材受け入れ人数：延べ150人以上
○ 国際保健医療協力人材を養成するための日本人に対する研修実施人数：延べ600人	○ 国際保健医療協力人材を養成するための日本人に対する研修実施人数：延べ100人
（３）成果の普及等［情報発信事業］	
○ 研究活動や研究成果の分かりやすい発表・紹介、当該研究によって期待される社会還元の内容等について情報発信	○ 同左
○ 中核的な医療機関間のネットワーク化を推進	○ 同左
○ 高度かつ専門的な医療の普及、医療の標準化	○ 同左
○ 国際保健医療協力分野において、海外の拠点などとのネットワーク強化	○ 同左
○ 日本の知見の普及、国内外の関係学会、国際機関等と連携、情報提供の充実	○ 同左
（指標） ○ ホームページアクセス数：4,000万ページビュー以上/年	（指標） ○ 同左
（４）看護に関する教育及び研究［国立看護大学校事業］	
○ 機構及び国立高度専門医療研究センター(NC)のニーズに対応した人材育成	○ 同左
（指標） ○ 就職を希望する看護学部卒業予定者のNC志願率（8割以上）	（指標） ○ 同左
（５）出資等	
○ 出資や人的・技術的支援の手段の活用	○ 同左

第３．業務運営の効率化に関する事項	
１.効率的な業務運営に関する事項	
○ 感染症有事のフェーズごとに柔軟に組織編成を変更できる組織体系の確立	○ 同左
○ 労働時間短縮に向けた取組や病院におけるタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進	○ 同左
（指標） ○ 中長期目標期間を累計した損益計算における経常収支率（前年度以上）	（指標） ○ 経常収支率（97.9%以上）
○ 後発医薬品（中長期目標期間を通じて数量シェアで85%以上）	○ 後発医薬品（数量シェアで90%以上）
○ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因経費を除く。）（2025年度に比し、中長期目標期間の最終年度において、5%以上の削減）	○ 同左
２.医療DXの推進	
○ 幅広いＩＣＴ需要に対応できる機構内のネットワーク及び関連機関との連携ネットワークの充実	○ 同左
○ 感染症等に係る各種データベースの運用・データ解析等により、新たな価値実現を果たす医療ＤＸを推進	○ 同左
第４．財政内容の改善に関する事項	
○ 自己収入の増加	○ 同左
○ 資産及び負債の管理	○ 同左
○ 短期借入金の限度額	○ 同左
○ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	○ 同左
○ 上記財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時はその計画	○ 同左
○ 剰余金の使途	○ 同左
第５．その他業務運営に関する重要事項	
○ 法令遵守等内部統制の適切な構築	○ 同左
○ エイズ裁判の和解に基づく対応に関する事項	○ 同左
○ その他の事項（施設・設備整備、情報セキュリティ対策に関する事項を含む）	○ 同左

※ 「重要度【高】」及び「難易度【高】」は、中期目標において設定されています。

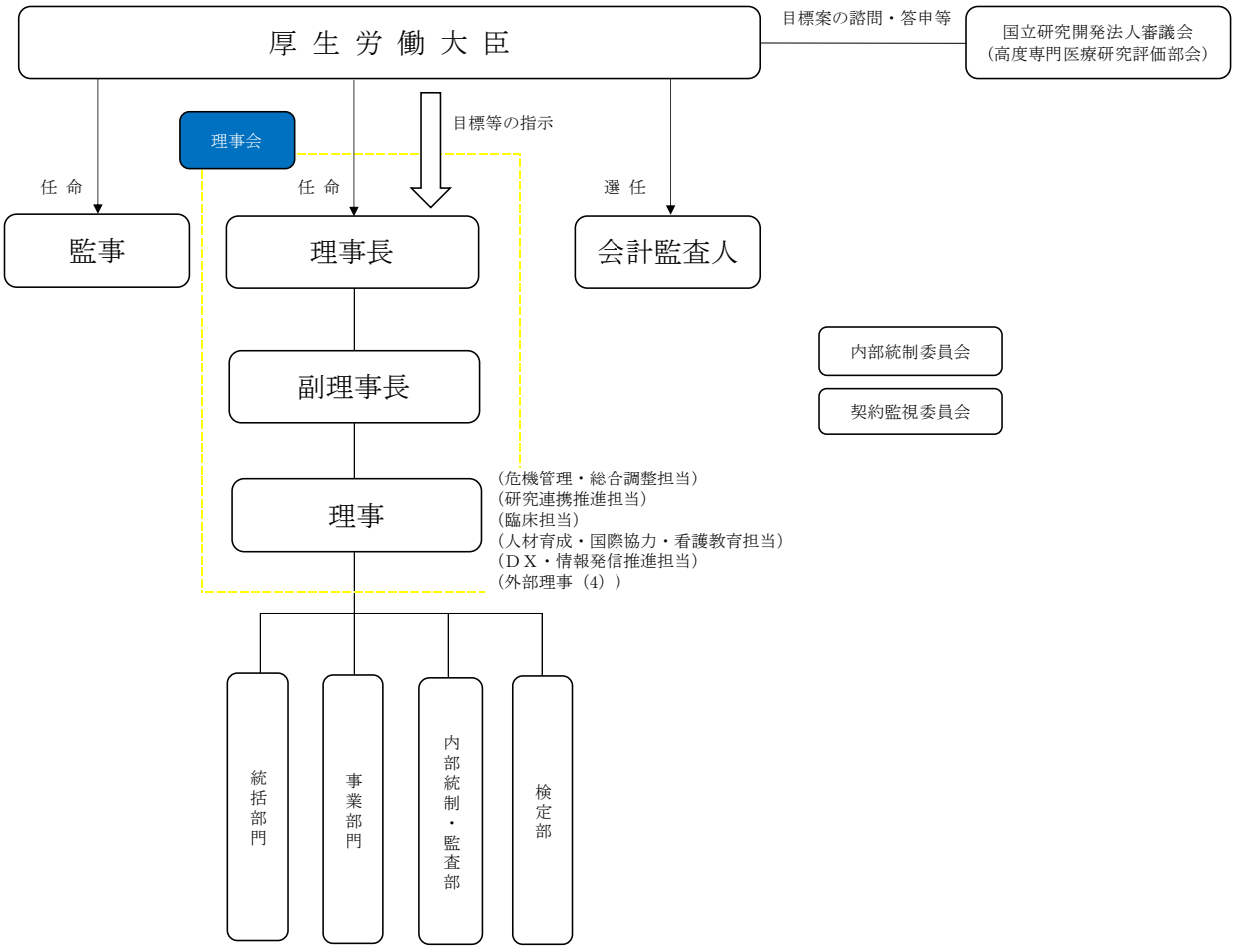
※ 「重点化対象」と表示があるものは、当法人が重点をおいている項目です。

7．持続的に適正なサービスを提供するための源泉

（1）ガバナンスの状況

国立健康危機管理研究機構の発足に伴い業務方法書及び内部統制規程を制定し、内部統制の目的が、役員及び職員が中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性を確保するためであることとしました。また、内部監査や会計監査人による監査等、定期的なモニタリング等を実施しております。

ガバナンス体制図



（２）役員等の状況

①　役員の状況

（令和８年３月 31 日現在）

職	氏　名	任　期	担　当	経　歴
理事長	國土　典宏	自 令和７年４月１日 至 令和13年３月31日		平成29年4月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事長 令和7年4月（現職）
副理事長	脇田　隆字	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日		平成30年4月 国立感染症研究所所長 令和7年4月（現職）
理事	武井　貞治	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日	危機管理・総合調整担当	令和4年6月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター企画戦略局長 令和7年4月（現職）
理事	四柳　宏	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日	研究連携推進担当	平成28年7月 国立大学法人東京大学医科学研究所教授 令和7年4月（現職）
理事	宮嵜　英世	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日	臨床担当	令和6年7月 国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院長 令和7年4月（現職）
理事	俣野　哲朗	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日	人材育成、国際協力、看護教育担当	令和4年4月 国立感染症研究所副所長 令和7年4月（現職）
理事	三宅　邦明	自 令和７年10月１日 至 令和９年９月30日	ＤＸ・情報発信推進、広報、検定検査担当	平成31年4月 株式会社ディー・エヌ・エーCMO 令和7年10月（現職）
理事 （非常勤）	詫摩　佳代	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日		令和6年4月 慶應義塾大学法学部教授 令和7年4月（現職）
理事 （非常勤）	奈良　由美子	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日		平成22年12月 放送大学教養学部／大学院文化科学研究科教授 令和7年4月（現職）
理事 （非常勤）	平井　伸治	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日		平成19年4月 鳥取県知事 令和7年4月（現職）
理事 （非常勤）	村山　利栄	自 令和７年４月１日 至 令和９年３月31日		令和3年10月 インフロニア・ホールディングス株式会社社外取締役 令和7年4月（現職）
監事 （非常勤）	白羽　龍三	自 令和７年４月１日 至 令和12年度財務諸表承認日		令和3年6月 白羽公認会計士事務所 令和7年4月（現職）
監事 （非常勤）	中崎　尚	自 令和７年４月１日 至 令和12年度財務諸表承認日		令和7年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士 令和7年4月（現職）

②　会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は 20 百万円（税抜）です。なお、非監査業務に基づく報酬はございません。

（３）職員の状況

常勤職員は令和７年度末現在 3,243 人であり、平均年齢は 39.0 歳となっております。このうち、国等からの出向者は 37 人、令和８年３月 31 日退職者は 296 人です。また、働きやすい職場づくりを目指して、育児休業取得の促進などに取り組んでいます。詳細は当機構 HP「女性活躍推進法に基づく男女の賃金差異に係る情報公表及び 育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得状況の公表」をご覧ください。

・育児休業取得者　男性：13 人（取得率：54.2%）
　　女性：73 人（取得率：94.8%）

（４）重要な施設等の整備等の状況

①　当事業年度中に完成した主要施設等

・放射線治療棟感染・一般系熱源機器更新工事（戸山西）328 百万円
・クライオ顕微鏡設置に伴う改修整備工事（戸山西）53 百万円
・中央棟 15 階西側３病室１室化等改修整備工事（戸山西）88 百万円
・防災井戸整備工事（戸山西）65 百万円
・健栄研跡地（G, I 区画）改修工事（戸山東）367 百万円

②　当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

・新法人研修棟新築整備工事（戸山西）
・DMAT 研修センター新築整備工事基本・実施設計業務（戸山西）
・JIHS サージキャパシティ強化のための通信インフラ整備事業対応改修整備工事（戸山西）
・情報センター棟３階サーバー室空調機更新整備工事（戸山西）
・サイクロトロン更新に伴う空調設備等更新整備工事（戸山西）
・特別高圧受電設備更新整備基本・実施設計業務（戸山東）
・研究棟１階、地下１階及び地下２階改修工事（戸山東）
・外気処理空気調和機器等更新整備工事（戸山東）
・排水処理設備機器等更新工事）（戸山東）
・解体工事設計業務（国府台）
・解体工事（その１、その２）（国府台）
・LED 更新整備工事（村山）

③　当事業年度中に処分した主要施設等

・なし

（５）純資産の状況

① 資本金の状況 （単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	106,601	0	0	106,601
資本金合計	106,601	0	0	106,601

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

令和７年度末の資本金（政府出資金）は、106,601 百万円となっています。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和７年度は、目的積立金の申請を行っていません。

（６）財源の状況

① 財源の内訳 （単位：百万円）

区分	金額	構成比率（%）
収入		
運営費交付金	20,628	14.6%
施設整備費補助金	868	0.6%
長期借入金等	0	0.0%
業務収入	59,641	42.1%
その他収入	60,424	42.7%
計	141,561	100.0%

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 自己収入に関する説明

当機構における自己収入として、業務収入があります。

収入全体の 42.1%を占める業務収入の内訳は、診療事業 36,324 百万円、臨床研究事業 11,969 百万円、研究事業 7,343 百万円等となっております。

（７）社会及び環境への配慮等の状況

当機構は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第７条第１項」の規程に基づき、「環境配慮の基本方針」を定めており、省エネルギー及び省資源化の推進、廃棄物の適正管理・減量化の推進に取り組んでいます。具体的には、環境物品等の調達や諸会議におけるペーパーレス化による紙資源の節減を図るほか、温室効果ガスの排出を抑制するために自主行動計画を策定し、照明器具の LED 化へ取り組むなど、環境への配慮を心がけた業務運営を実施しています。なお、年度内に環境報告書の公表を予定しています。

（８）機構の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当機構は、感染症インテリジェンス活動として、国内及び海外とのネットワークの活用を含めた様々なソースからの情報収集活動を行い、その情報を元にした分析によって、迅速に科学的知見を政府・自治体及び関係機関等に提供しています。研究開発においては、平時より世界

トップレベルの研究体制を確保・維持し、基礎研究、シーズ開発から臨床試験まで戦略的に進められる組織を目指しています。また、感染症危機時に臨床提供体制を十分に発揮するための高度な臨床能力を有する総合病院機能を備えています。さらに、わが国の感染症対応能力を強化するために、世界中の人々の健康を視野に入れた保健医療活動を積極的に展開し、世界各国に職員を派遣するとともに産学連携や国際的な人事交流を通して、医療従事者・研究者・公衆衛生人材など多様な専門家を継続的に育成し確保に取組んでいます。

このほか、看護大学校における高度な臨床看護実践能力等を備えた看護師・助産師の育成も行っています。

前述の取組みを通して、様々な健康危機から国民の皆さまを守ることを目指す総合医療研究機関であり、その役割を担いうる医療提供体制と、そのための研究基盤を整えています。

8．業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（1）リスク管理の状況

機構における業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするためリスク管理規程を整備し、部署ごとに定めたリスク管理責任者において、リスク管理を実施しています。リスク管理責任者については、以下のとおりです。

部署	リスク管理責任者
統括部門	危機管理・運営局長
国立感染症研究所	国立感染症研究所長
国立国際医療センター	国立国際医療センター院長
国立国府台医療センター	国立国府台医療センター院長
国立国際医療研究所	国立国際医療研究所長
臨床研究センター	臨床研究センター長
国際医療協力局	国際医療協力局長
国立看護大学校	国立看護大学校長
内部統制・監査部	内部統制・監査部長
検定部	検定部長

また、機構全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項の検討等を行うために、リスク管理委員会を設置しています。

（2）業務運営上の課題・リスク及びその対応策

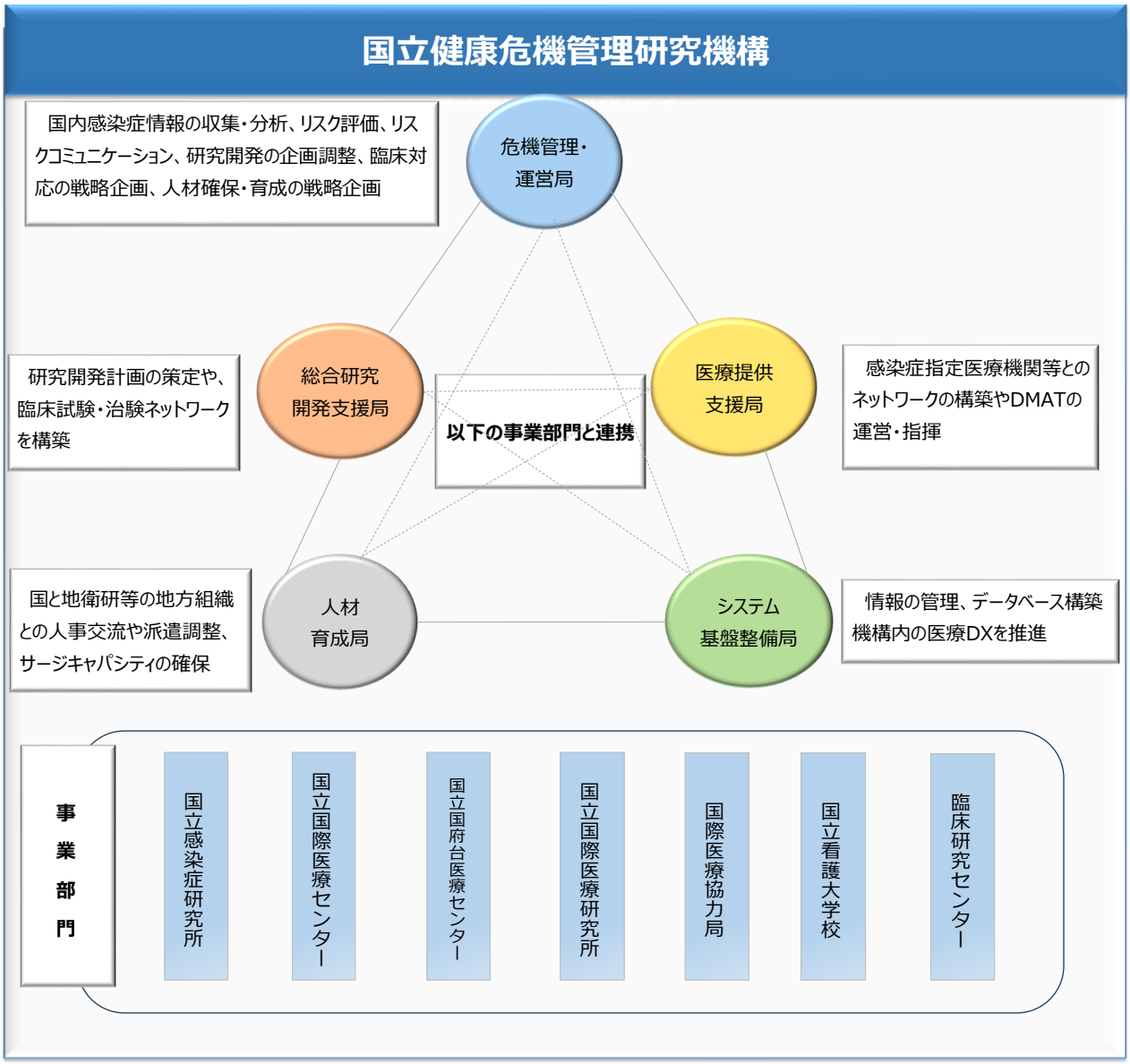
これまでに取りまとめた重要性の高いリスクについて、モニタリングを継続し、必要な改善等を実施しています。

また、新たに発生したリスクや潜在リスクを洗い出し、そのリスクによる影響、業務の担当部署、規程やマニュアル等の対応状況、危機が生じた場合の報告ルートをリスク管理台帳に整理し、業務運営上の課題・リスクへの対応を図っています。

９．業績の適正な評価の前提情報

各業務についてのご理解とその評価に資するための各事業の取り組みや実績等の情報については、当機構のホームページをご覧下さい。国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security：JIHS）

（当法人の全体像）



10. 業務の成果と使用した資源との対比

（1）当事業年度の主な業務成果・業務実績

令和７年度においては、感染症の発生及びまん延に備える体制整備、研究開発に関する最大化、医療の提供、グローバルヘルスに貢献する国際協力や効果的かつ効率的な業務運営等の積極的な取組を行った。

具体的に「感染症の発生及びまん延に備える体制整備」に係る取組みの成果が認められるものとして、

・イベントベースサーベイランスを通じた情報収集・分析、リスク評価の政府・国民への迅速な提供・共有

・感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）事業の感染症有事における感染症研究及び臨床対応の実装基盤の高度化を推進

・感染症有事に対応できる専門性の高い人材の育成（FETP、IDCL、SCOP 等）の推進

等があげられる。

また、研究・開発における顕著な成果の創出や成果の創出の期待等が認められるものとしては、

・新規エイズ治療薬イスラトラビル(islatravir.ISL : EFdA)の世界に先駆けて日本で処方薬として認可

・米国の牛で流行中の高病原性 H5N1 鳥インフルエンザウイルスの性状解明

・大規模 CRISPR/Cas9 ノックアウトマウスライブラリーを活用した新規抗インフルエンザ創薬標的の同定

・エムポックス（含 薬剤耐性変異株）感染症に対する臨床対応と新規治療薬の研究・開発

・B 型肝炎ウイルスの新たな受容体認識機構の解明

等があげられる。

上記の他、新たに発足した国立健康危機管理研究機構の中期目標・計画に掲げた事項を着実に実施し成果をあげることができた。特に都内トップクラスの搬送件数である救急医療の提供、国際協力として新たにセネガル・コンゴ・タイにおける技術協力等、高く評価できる成果や取組が散見される。

また、業務運営の効率化に関する事項では、共同調達による材料費の減や後発医薬品の使用促進など、中期計画における目標を達成していると認められる。引き続き、国立健康危機管理研究機構は国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターが果たしてきた機能・役割を継承・発展させ、次の感染症危機への備えをより万全にしていくため、両機関の統合による相乗効果を発揮することが期待される。

（2）自 己 評 価

令和７年度項目別評定総括表

（単位：百万円）

項目	評定（※）	行政コスト
Ⅰ．国民の生活及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための体制整備に関する事項		
ⅰ．情報収集・分析、リスク評価 （重要度：高）	A	－
ⅱ．研究・開発（重要度：高、困難度：高）	S	－
ⅲ．臨床（総合病院機能の維持・強化）（重要度：高）	A	－
ⅳ．人材育成・確保（重要度：高）	A	－
Ⅰ．研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		
ⅰ．病原体・基盤研究事業 感染症を中心とした基礎研究の推進	S	17,714
ⅱ．臨床研究事業 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備	A	13,612
ⅲ．国際医療研究事業 国内外の医療の推進のための研究開発の推進	S	17,304
ⅳ．公衆衛生研究事業 公衆衛生研究の推進及び基盤構築	A	－
ⅴ．サーベイランス等事業 サーベイランス業務等	A	－
ⅵ．診療事業 医療の提供	A	39,267
ⅶ．その他事業 教育研究・国際協力・情報発信・国立看護大学校・出資等	A	6,322
ⅱ．業務運営の効率化に関する事項		
業務運営の効率化に関する事項	B	－
ⅲ．財務内容の改善に関する事項		
財務内容の改善に関する事項	B	－
ⅳ．その他の事項		
その他業務運営に関する重要事項	A	－

詳細につきましては、業務実績評価書をご覧下さい。

※ 評語の説明

・研究開発に係る事務及び事業

Ｓ：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

Ａ：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

Ｂ：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

Ｃ：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

Ｄ：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等が求められる。

・研究開発に係る事務及び事業 以外

Ｓ：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める

（３）当中長期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度
評定（※）						

※ 評語の説明

Ｓ：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて特に顕著な成果の創出や将来的な特別な成果の創出の期待等が認められる。

Ａ：適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。

Ｂ：「研究開発成果の最大化」に向けて成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされている。

Ｃ：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けてより一層の工夫、改善等が期待される。

Ｄ：「研究開発成果の最大化」又は「適正、効果的かつ効率的な業務運営」に向けて抜本的な見直しを含め特段の工夫、改善等を求める。

11. 予算と決算との対比

［ 令和７年４月１日～令和８年３月３１日］ （単位：百万円）

区分	予算額	決算額	差額理由
収　入			
運営費交付金	20,155	20,628	
施設整備費補助金	6,919	868	
長期借入金等	0	0	
業務収入	53,680	59,641	
その他収入	80	60,424	
計	80,833	141,561	
支　出			
業務経費	72,166	66,619	
施設整備費	7,626	5,568	
借入金償還	1,138	1,138	
支払利息	22	60	
その他支出	84	69,961	
計	81,037	143,346	

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

予算額と決算額の差額理由については、決算報告書をご覧ください。

12. 財務諸表

（１）貸借対照表

［ 令和８年３月３１日 現在 ］ （単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	28,903	流動負債	26,744
現金及び預金	9,495	運営費交付金債務	933
医業未収金	6,242	預り補助金等	1,106
棚卸資産	2,128	預り寄附金	658
その他	11,038	一年以内返済長期借入金	1,138
固定資産	129,696	買掛金	1,934
有形固定資産	117,030	未払金	12,771
無形固定資産	1,009	前受金	2,117
投資その他の資産	11,656	引当金	2,031
		その他	4,056
		固定負債	26,975
		資産見返負債	5,158
		長期借入金	8,405
		引当金	10,897
		その他	2,514
		負債合計	53,719
		純資産の部	金額
		資本金	106,601
		資本剰余金	△2,261
		利益剰余金	540
		純資産合計	104,880
資産合計	158,599	負債純資産合計	158,599

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（２）行政コスト計算書

［令和７年４月１日～令和８年３月３１日］　　（単位：百万円）

	金額
損益計算書上の費用	75,386
経常費用	74,978
臨時損失	408
その他行政コスト	3,133
行政コスト合計	78,519

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（３）損益計算書

［令和７年４月１日～令和８年３月３１日］　　（単位：百万円）

	金額
経常費用（Ａ）	74,978
業務費	73,177
給与費	32,372
材料費	13,800
減価償却費	3,318
その他	23,687
一般管理費	1,590
給与費	991
経費	268
その他	331
財務費用	59
その他経常費用	153
経常収益（Ｂ）	75,864
運営費交付金収益	18,750
補助金等収益	2,489
業務収益等	53,263
その他経常収益	1,362
臨時損失　　（C）	408
臨時利益　　（D）	63
当期総損益（Ｂ－Ａ＋Ｄ－Ｃ）	540

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（４）純資産変動計算書

［令和７年４月１日～令和８年３月３１日］　　（単位：百万円）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期期首残高	106,601	0	0	106,601
当期変動額	0	△ 2,261	540	△ 1,721
その他行政コスト	0	△ 3,133	0	△ 3,133
当期総利益	0	0	540	540
その他	0	872	0	872
当期末残高	106,601	△ 2,261	540	104,880

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（５）キャッシュ・フロー計算書

［令和７年４月１日～令和８年３月３１日］　（単位：百万円）

	金額
Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	14,814
人件費支出	△32,706
材料の購入による支出	△13,095
運営費交付金収入	20,628
補助金等収入	4,884
補助金等の精算による返還金の支出	0
自己収入等	54,757
その他収入・支出	△19,654
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	△15,400
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	△1,200
Ⅳ資金増加額（又は減少額）（D=A+B+C）	△1,786
Ⅴ資金期首残高（E）	5,281
Ⅵ資金期末残高（F=D+E）	3,495

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（参考）資金期末残高と現金及び預金との関係

（単位：百万円）

	金額
資金期末残高	3,495
定期預金	500
現金及び預金	9,495

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

詳細につきましては、財務諸表をご覧下さい。

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

（１）貸借対照表

① 資産

令和 7 年度末現在の資産合計は 158,599 百万円となりました。

② 負債

令和 7 年度末現在の負債合計は 53,719 百万円となりました。

（２）行政コスト計算書

令和 7 年度の行政コストは 78,519 百万円となりました。このうち経常費用が 74,978 百万円、その他行政コストが 3,133 百万円となっています。

（３）損益計算書

① 経常費用

令和 7 年度の経常費用は 74,978 百万円となりました。

② 経常収益

令和 7 年度の経常収益は 75,864 百万円となりました。

③ 当期総損益

上記経常損益の状況及び臨時損益として▲345 百万円を計上した結果、令和 7 年度の当期総利益は 540 百万円となりました。

（4）純資産変動計算書

令和 7 年度の純資産は、その他行政コストが 3,133 百万円減、当期総利益が 540 百万円増となった結果、104,880 百万円となりました。

（5）キャッシュ・フロー計算書

① 業務活動によるキャッシュ・フロー

令和 7 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 14,814 百万円の収入となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

令和 7 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 15,400 百万円の支出となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

令和 7 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 1,200 百万円の支出となりました。

14. 内部統制の運用に関する情報

当機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が国立健康危機管理研究機構法、感染症法その他関係法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適性を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めており、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

（1）内部統制について（業務方法書第 5 条、第 6 条）

役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他機構の業務の適性を確保するための体制整備等を目的として、内部統制委員会を設置し、継続的に見直しを図るものとしており、令和 7 年度は 3 月に開催しました。

（2）リスク管理について（業務方法書第 24 条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を取るため、リスク管理委員会の設置等を定めた規程等を整備しリスク管理に努めています。令和 7 年度においては、7 月及び 3 月にリスク管理委員会を開催し、リスクの現状及び対応等について確認を行いました。

（3）監事監査及び内部監査について（業務方法書第 25 条、第 26 条）

監事は、業務及び会計に関する監査を行い、監査報告書を理事長に通知し、監査の結果、是正又は改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。令和 7

年度においては、理事会や（拡大）運営戦略会議、契約監視委員会等への出席、必要に応じた関係部門からのヒアリング等の業務監査及び会計監査を実施いたしました。

また、理事長は、業務の適性かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的とした内部監査を職員に命じ、その結果に対する改善措置状況の報告を受けることとなっています。令和７年度においては、業務及び会計に関する事項について内部監査を実施し状況を確認しました。

（４）入札・契約について（業務方法書第 28 条）

入札及び契約に関し、「契約に関する重要事項」及び「契約事務の適切な実施」等の審査を目的とした契約審査委員会を設置しているほか、「競争性のない随意契約」及び「競争入札において一者応札・応募」等の審議を行う契約監視委員会を設置しています。

令和７年度においては、契約審査委員会を 15 回開催し、契約監視委員会を 7 月と 12 月に開催しました。

（５）研究開発業務について（業務方法書第 13 条）

研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程等を整備することとしており、研究不正防止委員会の設置や公的研究費の不正防止計画の策定等について定めています。令和７年度においては、研究不正防止委員会を９月と２月に開催しました。

さらに前年度に引き続き、研究公正および公的研究費の適切な取扱いをテーマとする e ラーニングを実施し、機構に所属する全職員に対し年一回以上の受講を義務づけ、対象者の受講状況を確認しています。

15. 法人の基本情報

（１）沿革

令和　７年４月　国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合し、新法人（国立健康危機管理研究機構（JIHS））が発足

（２）設立根拠法

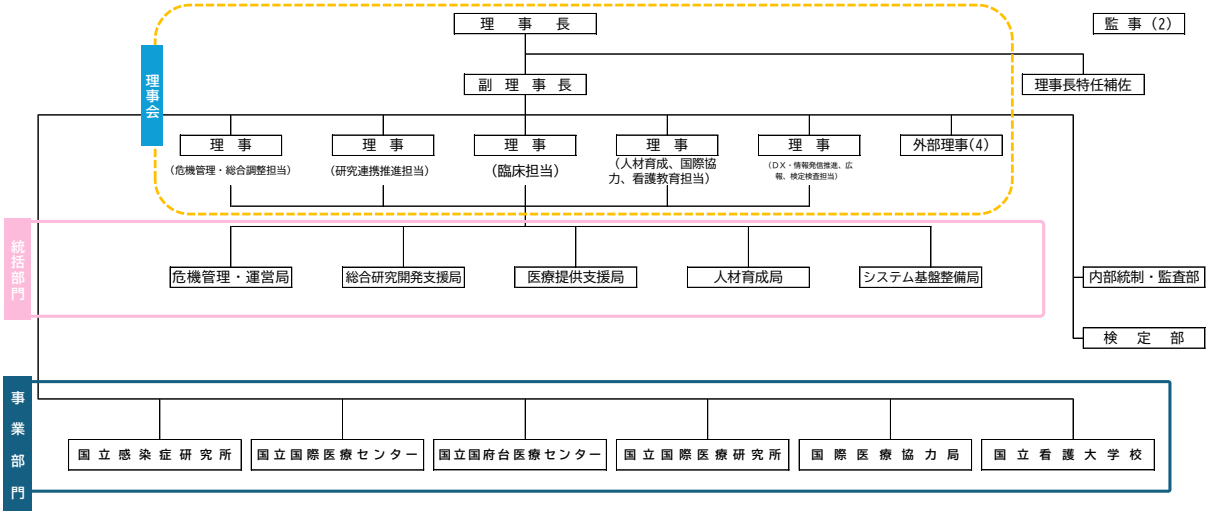
国立健康危機管理研究機構法（令和５年法律第 46 号）

（３）主務大臣

厚生労働大臣（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部 感染症対策課）

（４）組織図（令和８年４月１日）

国　立　健　康　危　機　管　理　研　究　機　構　組　織　図



（５）事務所の所在地

本部キャンパス（西）（国立国際医療センター、国立国際医療研究所、DMAT 事務局）
：東京都新宿区戸山１－２１－１

本部キャンパス（東）（国立感染症研究所）：東京都新宿区戸山１－２３－１

国府台キャンパス（国府台医療センター）：千葉県市川市国府台１－７－１

村山キャンパス（国立感染症研究所　村山庁舎）：東京都武蔵村山市学園４－７－１

清瀬キャンパス（国立看護大学校）：東京都清瀬市梅園１－２－１

多摩キャンパス（国立感染症研究所　ハンセン病研究センター）
：東京都東村山市青葉町４－２－１

大阪キャンパス（DMAT 事務局）：大阪市中央区法円坂２－１－１４

（６）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

当該事業年度は該当ありません。

（７）主要な財務データの経年比較

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

（単位：百万円）

区分	令和7年度
資産	158,599
負債	53,719
純資産	104,880
行政コスト	78,519
行政サービス実施コスト	－
経常費用	74,978
経常収益	75,864
当期総利益	540

（８） 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

（単位：百万円）

区分	合計
収入	
運営費交付金	20,436
施設整備費補助金	5,087
長期借入金等	0
業務収入	57,621
その他収入	1,091
計	84,234
支出	
業務経費	76,307
施設整備費	9,476
借入金償還	1,138
支払利息	51
その他支出	0
計	86,972

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 収支計画

（単位：百万円）

区分	合計
費用の部	77,308
経常費用	77,308
業務費用	77,166
財務費用	51
その他経常費用	91
臨時損失	0
収益の部	77,322
経常収益	77,322
運営費交付金収益	19,414
資産見返運営費交付金戻入	229
補助金等収益	2,329
資産見返補助金等戻入	355
寄附金収益	256
資産見返寄附金戻入	190
施設費収益	0
業務収益	53,281
土地建物貸与収益	89
宿舎貸与収益	82
その他経常収益	1,093
財務収益	1
臨時利益	0
純利益	13
目的積立金取崩額	0
総利益	13

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③　資金計画

（単位：百万円）

区分	合計
資金支出	92,536
業務活動による支出	76,358
投資活動による支出	9,476
財務活動による支出	1,138
次年度への繰越金	5,564
資金収入	92,536
業務活動による収入	79,148
投資活動による収入	5,087
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	8,301

（注）計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

詳細につきましては、年度計画をご覧下さい。

16. 参考情報

（１）要約した財務諸表の科目の説明

①　貸借対照表

現金及び預金　：現金、預金
医業未収金　：医業収益に対する未収金
棚卸資産　：医薬品、診療材料、給食用材料等
有形固定資産　：土地、建物、医療用器械等
無形固定資産　：ソフトウェア、電話加入権、特許権等
投資その他の資産　：破産更生債権等
運営費交付金債務　：機構の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
預り補助金等　：各業務に係る使途を特定した補助金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
預り寄附金　：各業務に係る使途を特定した寄附金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
一年以内返済長期借入金　：長期借入金のうち１年以内に返済期限が到来する分
買掛金　：医薬品、診療材料、給食材料に係る未払債務
未払金　：買掛金以外の未払債務
前受金　：将来の役務の提供を示す債務残高
引当金（流動）
（賞与引当金）　：支給対象期間に基づき定期に支給する職員賞与に対する引当金
（環境対策引当金）　：サイクロトロン、ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）等の１年

以内の処分に備えて設定される引当金

一年以内支払リース債務　：リース債務のうち１年以内に支払期限が到来する分

資産見返負債　：運営費交付金、寄附金、補助金等の財源で取得した固定資産の見合いで計上され、固定資産の減価償却に伴って、資産見返負債戻入という収益に振替られる負債

長期借入金　：財政融資資金からの借入金であって、当初の契約において１年を超えて最終の返済期限が到来するもの（一年以内返済長期借入金に該当するものを除く）

引当金（固定）

（退職給付引当金）　：将来支払われる役職員の退職給付に備えて設定される引当金

（環境対策引当金）　：将来支払われるサイクロトロン、ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）等の処分に備えて設定される引当金

資本金　：政府による出資金

資本剰余金　：国から交付された施設費や補助金等を財源として取得した償却資産から、その資産の損益外減価償却費相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を控除した額

利益剰余金　：業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用　：損益計算書における経常費用、臨時損失、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額

その他行政コスト　：政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、機構の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト　：機構のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、機構の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費　：機構の業務に要した費用

給与費　：給与、賞与、法定福利費等、機構の職員等に要する経費

材料費　：医薬品、材料費、器具備品等に要する経費

減価償却費　：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって配分する費用

経費　：消耗品費や水道光熱費等の経費

財務費用　　：利息の支払に要する経費
その他経常費用　　：支払手数料等
運営費交付金収益　　：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
補助金等収益　　：国・地方公共団体からの補助金等のうち、当期の収益として認識した収益
業務収益等　　：診療収入、受託研究収入等の収益
その他経常収益　　：土地建物貸与や宿舎貸与等の収益
臨時損益　　：固定資産の除却損等

④　純資産変動計算書

当期末残高　　：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤　キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：機構の通常の業務の実施に係る資金の収支状態を表しサービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：

設備等資金の借入れ・返済や銀行預金の預入・引出等が該当

（２）その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

①　第１期中期計画
②　年度計画
③　業務実績評価書
④　財務諸表
⑤　環境報告書